

「くるみ」のアレルギー表示が義務化され、「マカダミアナッツ」が推奨表示の対象となりました

令和5年3月9日、「くるみ」が特定原材料に追加され、アレルギー表示が義務化されました。

くるみの義務表示化については、令和7年3月31日までの経過措置期間が設けられていますが、可能な限り速やかに表示をお願いします。



令和6年3月28日、「マカダミアナッツ」が特定原材料に準ずるものに追加され、アレルギー推奨表示の対象となり、「まつたけ」が表示の対象から削除されました。

義務表示 8品目 (特定原材料)	えび、かに、 <u>くるみ</u> 、小麦、そば、卵、乳、 <u>落花生(ピーナッツ)</u>
推奨表示 20品目 (特定原材料に準ずるもの)	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、 <u>マカダミアナッツ</u> 、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

「くるみ」の範囲について

主に流通している海外産（チャンドラー種やハワード種など）に加えて、国産（オニグルミやカシグルミ、ヒメグルミなど）も表示の対象としています。

また、くるみオイル、くるみバター等もアレルゲンとなるので、表示が必要です。

「マカダミアナッツ」の範囲について

インテグリフォリア種、テトラフィラ種及びそのハイブリッド種が対象となります。

マカダミアナッツオイル、マカダミアナッツミルク等もアレルゲンとなるので、注意が必要です。

